

## 平成29年度第1次定期監査に係る注意事項の公表

平成29年4月20日から平成29年5月19日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、平成29年8月10日付け熊本県監査委員公告第8号で公表しています。

平成29年8月10日

熊本県監査委員事務局

○ 件数 35件

○ 注意事項

### 1 交通事故等

事項	内容	所属数
交通法規違反	公務中の交通法規違反が発生している。	2
交通事故	公用車の自損事故が発生している等。	4

### 2 行政

事項	内容	所属数
職員の旅行命令	職員が廃棄書類を廃棄物処理施設に搬入した際、旅行命令がなされていない等。	2
職務専念義務免除	昨年度も課題とした職務専念義務免除手続がなされていない。	1

### 3 収入

事項	内容	所属数
収入調定事務	行政財産使用料について、年度当初に収入調定すべきところ、大幅に遅れて収入調定している等。	2
	観覧料の算定において、過誤納が発生している。	1

現金収納の手続き	現金出納簿に記載されていない期間がある等。	2
	釣銭資金の管理が不十分である。	1
	払込書が会計職員ごとに作成されていない。同一の現金出納で、現金領収書を2枚交付している等。	2
	協会の売上金を義援金として入金している等。	1

#### 4 支出

事項	内容	所属数
委託契約事務	清掃業務等委託契約において、契約に定める回数が実施されていない。	1
	委託契約において再委託を行う場合は、書面により県の承諾を得ることとされているが、その手続きがとられていない。	1
	検査員に任命されていない職員が検査を行っている。	1
	仕様書・設計書に定められていない業務を行っているにもかかわらず、変更契約がなされていない。	1
	障害者雇用促進企業等から1者追加して見積書を徴取すべきところ、徴取されていない。	1
手当の支給	平成27年度の時間外勤務手当について、支給漏れがあり平成28年度に追給している。	2
	住宅手当について、証明書が添付されていない。教員の特殊勤務手当について、手当を支給していない。	1
旅費の支給	旅行実績がないにもかかわらず支給し、返納手続きを行っている。	1
	旅費の調整が行われていない。	1
ETCカードの誤使用	公用のETCカードを誤って使用した事例がある。	2
報酬の支給	欠勤とすべきところ年休として処理したため、報酬の過払いが生じた事例がある。	1

光熱水費の負担	光熱水費を県が負担しているが、業務委託契約書等に光熱水費の負担に関する規定がない。	1
---------	---	---

## 5 物 品

事 項	内 容	所属数
毒劇物の管理	毒劇物管理記録簿と現物の残量に差異がある。	1
備品の管理	公用車が損傷しているが、物品毀損届等の報告がなされていない。	1
	昨年度、公印の保管について課題としていたが改善されていない。	1